

業者の満たすべき要件（調査実績）について ～就業構造基本調査～

【入札参加資格】

**提示案** 過去2年以内に、統計的なサンプリングに基づく訪問留置調査又は面接調査と認められるものを実施した経験があること

[論点]

- ・試験調査の結果を踏まえると、組織としての経験は不可欠ではないか。  
 <別添> 民間競争入札実施要項では参加資格として経験・実績を考慮
- ・過去の範囲については、調査環境が悪化したと言われる状況を踏まえ、個人情報保護法全面施行（平成17年4月）後の実施経験が必要ではないか。
- ・規模については、委託業務と同等のサンプル数が必要ではないか。
- ・委員や都道府県の意見を踏まえ、調査対象（事業所・企業、世帯、個人）の別で世帯と限定すべきではないか。
- ・調査の質の部分まで設定するか。
- ・報告様式は次の9点（個人企業に関する経済調査<参考>と同様）でよいか。

調査実施年月日

調査名、委託会社等名

調査内容

調査対象地域

調査対象（事業所・企業、世帯、個人の別）

サンプル数、抽出方法

調査期間

調査方法

回収率、その他・特記事項

【必須項目】

**提示案** 業務を総括する責任者又はその他の本業務を管理監督する者に、同様の調査において指導的な立場での職務経験があること

[論点]

- ・組織だけでなく、責任者の経験も不可欠ではないか。
- ・必須項目でよいか。
- ・同様の調査経験として、委託業務と同等のサンプル数は必要ではないか。
- ・調査の質の部分まで設定するか。
- ・報告様式は上記9点に加え、調査スタッフ数、組織体制、具体的な業務内容でよいか。

【加点項目】

**提示案** 入札者及び責任者等の調査実績

- ・入札者及び責任者等が過去に実施した調査は、委託調査に類似しているか（官の統計調査であるか等）
- ・それらの調査は、質（回収率等）がよいものであったか
- ・それらの調査の実施数は、豊富なものか

[論点]

- ・相対評価でよいか。その場合の審査は、どのような点に着目すればよいか。

## 公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項の入札参加資格

### 【厚生労働省】

#### 1. キャリア交流プラザ事業の入札参加資格

- (1) 法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当しかつその事実があった後 2 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
  - 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 平成 16・17・18 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされている者であること。
- (4) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない）に係る実績を過去 3 年以上有する者であること。
- (5) キャリア交流プラザ内において職業紹介を行う場合は、職業安定法第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者であること。
- (6) 過去 5 年間に於いて職業安定法若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号（第三章第四）節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (7) 労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札時において直近 2 年間の保険料の未納がないこと）。
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく一般事業主に係る雇用率（1.8%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること（常用労働者数が 300 人を超える事業主に限る。）。

#### 2. 人材銀行事業の入札参加資格

上記 1. との違い

- (4) 職業安定法第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた者であり、かつ、職業紹介事業に係る実績を 3 年以上有するものであること。
- (5) 削除

#### 3. 求人開拓事業の入札参加資格

上記 1. との違い

- (4) 就職支援、求人情報提供又は職業紹介事業に係る実績を 3 年以上有する者であること。
- (5) 削除

## 【(独)雇用・能力開発機構】

### 1. アビリティガーデンにおける職業訓練事業の入札参加資格

- (1) 法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当すること。

- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 機構における一般競争(指名競争)参加資格(物品製造等)の業種分類のうち、「その他職務」(22-93)のいずれかの等級「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であること。
- (5) 過去5年間に社会人向け教育訓練事業実績を有しているものであること。
- (6) 完了期限までに職業訓練事業を実施・完了することができることを証明した者であること。

なお、この場合の証明とは、当該契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

### 2. 私のしごと館における体験事業の入札参加資格

上記1.との違い

- (5) 過去5年間に体験事業の実施に資する業務、美術館や博物館の学芸員等の来館者に対するサービスを提供できる実績を有している者であること。
- (6) 完了期限までに体験事業を... (以下同様)

## 個人企業に関する経済調査（試験調査）における調査実績の取扱い

### 1. 個人企業に関する経済調査（試験調査）の入札参加資格

以下のとおり、入札参加資格において調査員による調査経験を要求した。ただし、必須ではなかった。

#### 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 以下に該当する者であること。

総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加地域「北海道」において、「役務の提供等」の調査・研究のA、B又はCの等級に格付けされた者

過去に調査員による調査を行ったことのある者

上記のいずれかの資格等を有することの他、本件業務を確実に履行できることを履行証明書によって証明し、支出負担行為担当官によって履行可能と判断された者

### 2. 実績の報告様式

1. の参加資格の審査のために、以下の様式で実績を報告させた。

#### 過去の調査実績

過去3年以内の事業所・企業、世帯又は個人を対象とした調査で調査員の個別訪問法により行ったものから、サンプル数の多いもの上位3件を記述し、以下に掲げる事項について明らかにすること。また、これに該当する調査がない場合には、別の調査の実績を記述する。

なお、同一調査で同一対象に2回以上、継続して調査を行ったことがある場合には、それも必ず記述する。

調査実施年月日

調査名、委託会社等名

調査内容

調査対象地域

調査対象（事業所・企業、世帯、個人の別）

サンプル数、抽出方法

調査期間

調査方法

回収率、その他・特記事項